

昭和四七年一〇月五日起案

昭和四七年一〇月七日決裁

主査

早坂

第一部長

参事官



長官



参事官補

次長



総務主幹



集团的自衛権と憲法との關係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求があつ

た標記の件について、別紙のとおりとりよとのためにて、これを

同委員会に提出してよろしい。

内閣法制局

御高裁を仰ぎます。

(備考)

外務省と協議済である。

参議院決算委員会要求書資料

内閣法制局

昭和七年十月十四日

集团的自衛権と憲法との関係

(参決案(昭四、九、一四)における水口議員要求の資料)

国際法上、国家は、その中々集团的自衛権をなかり、自

衛権

國と連帶關係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直

接攻撃をなして、なほにわたり、實力をもつて阻止すること

が正当化されるという地位を有してゐるものといはれており、

國際連合憲章第五一条、日本國との平和條約

下付  
287

第五条(C)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全

保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和

(連邦)

国との共同宣言の第二段の規定は、この国際法の原則

(国際法上)

を宣明したものである。そして、わが国が右の集団

(主権)

的自衛権を有していることは、国家である以上、当然と

いはなければならぬ。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

（い）わゆる

上集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動として

これを行便することは、憲法の容認する自衛の措置

の限界をこえるものであって許されはいたの立場に於

て、このことは次のようには考へるに基づくものである。

は、  
おと

憲法第九條に 同條に、わゆる戦争を放棄し、

わゆる戦力の保持を禁止しているが、前文に於いて

全在界の国民が、平和のうちに生存する権利を有する

ことを確認し、また、第一三条が「生命、自由及び幸

にあつて

福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、

最大の尊重を必要とする」旨を定めてゐることから

も、わが国がみずから存立を全うし国

民が平和のうちに生存することまでも放棄してはならないのである

ことは明らか

自国の平和と安全を維持しその存立を全うする

ために必要な自衛の措置をとることを

禁じてゐると

とうこ

は解されない。しかしながら、だからといって、平和主義を

その基本原則とする憲法が、右にいう自衛のにめの措置を

無制限に認めているとは 解されないのであって、それ

は、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由

及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという

急迫、不正の事態に対処し、 国民のこれらの 権

(されるものであるから、

利を守るにのめり止むを得ない措置としてはじめに容認

その措置は、右の事態を排除するためとられる必要最小

限度の範囲にとどまるべきものである。そうにとすれ

ば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許される

のは、わが国の領土又は国民に対する急迫不正の

侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他

国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容

いわれる

とする集回的自衛権の行使は、憲法上許されること、

へき



カ  
ハ  
ヲ  
得  
得  
得  
。